独立行政法人環境再生保全機構 令和4年度計画

令和4年3月

(序 文)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「独立行政法人通則法」 (平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、令和4年度における機構の業務運営に 関する計画(年度計画)を次のとおり定める。

(補記)以下、「前中期目標期間実績」とは、第3期中期目標期間における、平成26~29年度の実績を表す。

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 公害健康被害の補償に関する業務

(1) 徵収業務

- (A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):99%以上(前中期目標期間実績:99%以上) を達成するため、以下の取組を行う。
 - ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確かつ ICT (情報通信技術) を活用した効率的な対応を行う。
 - ② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。
- (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率:99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。 これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保す

る。

- ① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督励を実施する。
- ② 督励に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が 法令に基づき取り得る措置を講じる。
- (C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。((A) ②と同)
 - ② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対しては、機構において電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督励を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。((B) ①及び ②と同)
 - ③ 効果的かつ効率的な申告書審査方法の試行を行う。申告内容に疑義等がある納付義務者に対し実地調査又は重点調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。なお、実施調査を実施する場合には感染症対策を講じる。
 - ④ 申告書の審査及び実地調査等を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。

(D) 納付義務者の利便性·効率性を確保するため、以下の取組を行う。

- ① オンライン等による電子申告を奨励するため、「オンライン申告促進計画」 を策定し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図るほか、納付義務者への説明を通じて用紙申告及びFD・ CD申告からオンライン申告への移行を促す。
- ② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、オンライン申告促進動画の活用など対策を検討し実施していく。また、申告手続における書面・押印等の見直しについて引き続き周知し、オンライン申告の利用拡大を図る。
- ③ 納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生を防止するため、情報セキュリティ対策強化の改修を行う。また、申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。
- ④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジー等を利用した電子収納について、 申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進の ための周知を行う。
- ⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、ICTを活用し、申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。さらに、機構ホームページ(HP)の「賦課金特設サイト」の充実を図り、納付義務者からの相談に対し迅速に対応する。以上の取組により納付事業者の利便性向上を図る。
- ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、紙媒体での配布を削減し、HPでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。
- ⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。 また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。
- ⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託 事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得する ための担当者研修会を新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、ICT を 活用して、オンライン開催等柔軟に変更するなどして実施する。

(2)納付業務

- (A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。
 - ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。
 - 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催の優良

事例を収集し、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供する。さらに、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討を引き続き行う。

②納付業務システムに係る要望を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策等を行う。

また、地方公共団体の希望する担当者全員を対象としたシステム研修をオンライン開催することで、担当者が円滑に利用できるようにする。

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

- (1)調査研究、知識の普及・情報提供、研修
 - (A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中3.5以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。
 - ① 調査研究の採択にあたり、外部有識者による事前評価の結果を研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させる。
 - (B) 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。 研修の実施に当たっては、ICT(情報通信技術)を積極的に活用する。
 - ① 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。
 - ② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。
 - (C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。
 - ① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対し経理処理に係る説明を行う。また、採択した調査研究の実施機関に対して、関係規程に基づき現地調査を実施する。
 - (D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して最新の情報を始め適切に情報を提供するため、以下の取組を行う。
 - ① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供について的確に対応する。
 - ② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」「SNS (ツイッター)」など多様な手段により周知を行うとともに、ICT を活用しオンライン開催等により実施する。
 - ③ ぜん息の基礎疾患を抱える患者に対し、新型コロナウイルス感染症のほか熱中症などに関する有用な情報を提供するとともに、研修を通じた人材育成にも努める。

(2) 地方公共団体への助成事業

- (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、ICT を活用した事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。
 - ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施 内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる 事業について、内容の充実を図る。
 - ② ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の 測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。
- (B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。
 - ① 予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援を行う。
 - ② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化を図る。

(3) 公害健康被害予防基金の運用等

- (A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率 的に事業を実施する。
 - ① 公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく 安全で有利な運用を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の 基準のほか、償還時期の平準化を考慮した運用を行うとともに、自立支援型 公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金 の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。
 - ② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業について、引き続き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

3. 民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業)

(1) 助成事業

- (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績:最高値86.2%)となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。
 - ① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。
 - ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。
 - ③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。
- (B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均7.5点以上(前中期目標期間実績:平均6.7点)となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。
 - ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地 確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。
 - ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。
 - ③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図ることができる助成制度の構築を目指す。
- (C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が 行うことができるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。
 - ①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。
 - ② 助成活動の SDGs のゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。
 - ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。

- (D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が 向上するよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考 え、オンライン等の手法を活用する。
 - ① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。
 - ② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間(28日)以内として速やかな手続きに努める。
 - ③ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間(28日)以内とする。
 - ④ 「地球環境基金助成金申請システム」を構築・稼働させ、助成金の要望や 支払申請の手続をオンライン化し、民間団体の利便性向上や事業の効率化 と効果向上を図る。

(2) 振興事業

- (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の 取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手 法を活用する。
 - ① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。
 - ② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。
- (B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。
 - ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。
 - ② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決する SDGs の考え方に関する研修を1回以上実施する。

(3) 地球環境基金の運用等

- (A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。
 - ① ホームページ、SNS や各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境 NGO・NPO が開設するホームペ

- ージのリンク化を進めるとともに画像や動画の効果的な発信を強化する。その結果として、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。
- ② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。

(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。

① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方 針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の 解決等の基準を考慮した効果的な運用を行う。

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

- (1)助成業務
 - (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に 審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況など の情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。
 - (B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

5. 維持管理積立金の管理

- (1)管理業務
 - (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。
 - ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。
 - (B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。
 - ① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

(1)認定・支給に係る業務

- (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。
 - ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。
 - ② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に 受付がなされるよう、保健所説明会又はWeb 掲載により、保健所担当者に対 し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイ ントを伝える。
 - ③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省(労災保険窓口)に毎月、情報提供を行い、連携を図る。
- (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。
 - ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。
 - ② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている 葬祭料や医療費の請求対象者(他法給付を除く。)に対して、電話や文書に より、請求手続の再案内を実施する。
 - ③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。
 - ④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。
- (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知を行うため、以下の取組を行う。
 - ① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。
 - ② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。
 - ③ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。
 - ④ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在 宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通 じて提供する。
 - ⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。
- (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。

- ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。
- ② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。
- ③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。
- ④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するば く露状況調査を実施し、結果を公表する。
- (E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。
 - ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え 方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。
 - ② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。
 - ③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。
- (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。
 - ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修 を実施し、担当部署の全職員(派遣職員等を含む。)を受講させる。
 - ② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システムの再構築を行い、稼働させる。さらに、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。
 - ③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。
 - ④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。
 - ⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。

(2)納付義務者からの徴収業務

- (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績(平均100%)を達成する ため、以下の取組を行う。
 - ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い 当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(環境研究総合推進費業務)

(1)研究管理

- (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合:毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。
 - ① 令和2年度に立案し、令和3年度に改良を加えたより客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、中間、事後評価は、研究の進捗・終了後のより適切な時期に変更して実施する。
 - ② 新規採択された課題についてキックオフ (KO) 会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザリーボード (AD) 会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー (PO)・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。
 - ③ 中間評価において5段階評価で下位3段階または「目標達成度」が80点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター(PD)と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。
- (B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。
 - ① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発(若手枠)の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート(半期報)の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。
 - ② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法(いわゆる「日本版バイドール制度」)に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。
 - ③ 環境省が開催する追跡評価専門部会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。令和2年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。
 - ④ KO会合、AD会合などがWebにて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用(操作性、機能性等の改善)などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。更には、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するPOを配置し、研究者を支援する。

(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。

- ① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、POが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。
- ② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム展開、英語版コンテンツの作成など情報発信ツールとしての活用を拡充し、研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。
- ③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。

(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。

- ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。
- ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行うことを基本とし、計画的に行う。また、これまでの実地検査及び書面検査を踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等(実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題(機関)の選定など)の検討を進める。

(2) 公募、審査・評価及び配分業務

- (A) 行政二一ズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への 貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 これらの取組を推進することにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上 を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)
 - ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO及び機構職員によるオンライン相談会を年間通じて開催する。広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。推進戦略に掲げる重点課題の解決に向けて効果的に研究を進めるため、研究の実施状況等を整理するとともに、今後の研究のあり方について、他の研究の動向も踏まえ、戦略的な視点で組織的に検討する。
 - ② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよ

- う、十分な準備期間を確保する。
- (B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下 の取組を行う。

これらの取組を推進することにより、革新型研究開発(若手枠)の応募件数を32件以上/年を確保する。(業務移管前2年間の実績平均値:27件/年)

- ① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の 新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、制度評価フォローアッ プ専門部会の提言を踏まえ、比較的小規模な課題を一定数採択する仕組を 導入し、公募を行う。公募説明会では、若手枠について積極的に周知す る。
- ② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。
- (C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。
 - ① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。
 - ② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。
- (D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。
 - ① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールのより一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する.
 - ② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)経費の効率化

① 一般管理費

一般管理費(人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。(消費増税による増加分を除く。)

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。(消費増税による増加分を除く。)

(2)給与水準等の適正化

役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め 役職員給与の在り方について厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検 証結果や取組状況を公表する。

(3)調達の合理化

① 調達の競争性・透明性の確保

機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。

また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約 手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員 会による事後点検等により透明性を確保する。

② 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。

i) 調達等合理化計画の策定

調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を 策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況 について、自己評価を実施し、その結果を公表する。

ii) 調達等合理化計画の推進体制

調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。

第3 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) 財務運営の適正化

① 適切な予算、資金計画等の作成

別紙のとおり

② 適切な資金運用

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に 実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資 金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。 なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったもの については、適宜、適切な対応を講じるものとする。

(2) 承継業務に係る適切な債権管理等

① 適切な債権管理等

回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動 計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。

i)約定弁済先への対応

債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。 万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議 するなど、延滞解消、再約定化に努める。

ii) 延滞先への対応

延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。

ア 返済慫慂

返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的 再生の活用等の返済策を債務者に慫慂する。

イ 法的処理

延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。

ウ償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの 等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化

当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

第4 短期借入金の限度額

令和4年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期 借入金の限度額は、4,800百万円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、そ の計画

なし

第7 剰余金の使途

地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設及び設備に関する計画

なし

(2) 職員の人事に関する計画

第4期中期目標期間の期初の常勤職員数 148人第4期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み148人

(3) 積立金の処分に関する事項

第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金が生じ、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

① 内部統制の強化

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。

i)内部統制・リスク管理委員会等による取組

機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和4年度における内部 統制を推進するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期 毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事 による職員面談等を行う。

ii)リスク管理の強化

半期毎に内部統制・リスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて根本的な事故原因の把握と分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。また、マニュアル等を定期的に更新する仕組みを整備する。

iii) 内部統制等監視委員会による検証等

内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上

機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。

v) 内部統制研修による意識の向上

内部統制に関する基礎的な知識についての研修に加え、具体事例を活用した実践的な考察力強化に繋がるカリキュラムを策定し、内部統制研修を実施する。

vi)業務運営の効率化推進

システム等の整備に伴う効果を増大させるため、それを支える組織体制や規程の整備・強化を図る。

② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等

i)情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(旧称:政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群)」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。

また、令和4年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。不定期に行った実地調査により、ルールを遵守できていないことが確認された職員に対して、随時個別研修を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。

ii) 適切な文書管理及び情報公開

文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年 法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13 年法律第140号)等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関 における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について 適時見直しを行う。

また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・ 情報公開研修を実施する。

③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

i) 人事、組織の活性化に関する取組

人事評価制度については、令和3年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。 働き方改革の推進に当たっては、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した上 で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の 取組を進める。

さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修 や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像 を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を 通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニー ズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、職員の自立性や積極性を養う ため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入することに より更なる組織の活性化を図る。

ii)業務実施体制の強化・改善等

「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について引き続き内容の点検を行い、実効性を

確認する。

法人文書管理体制について、文書管理・電子決裁システムの導入を行う。また、システムの導入に合わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理を進める。

iii)業務における環境配慮の推進

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー(電気使用量の削減)、省資源(用紙使用量の削減)及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。

温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。

また、令和3年度の事業活動に係る環境配慮等の状況をとりまとめ、事業報告書の中で公表する。

iv)災害への対応等

東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり 自然災害の激甚化・頻発化、酷暑による熱中症の増加など気候変動の影響の拡大 が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省 の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。

④ 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

令和4年度計画予算

(総計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 運用収入 その他収入	6,671 245 11,062 27,185 904 150
計	46,218
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 基金業務経費 うち人件費 承継業務経費 うち人件費 可も人件費 可も人件費 可も人件費	54,126 38,027 331 5,503 307 5,141 107 5,156 142 298 80 1,160 530
計	55,286

[人件費の見積り]

令和4年度 1,223百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 運用収入 その他収入	346 41 6,767 25,755 – 0	- 204 - - 510 -	346 245 6,767 25,755 510 0
計	32,909	713	33,622
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	37,329 205 190 89	698 126 125 59	38,027 331 316 147
計	37,519	824	38,343

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 その他の政府交付金 業務収入 その他収入	4,295 133 25
計	4,454
支出 業務経費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	5,503 307 382 173
計	5,885

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 運営費交付金	5,308
計	5,308
支出 業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	5,141 107 170 76
計	5,311

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

				7 · 🗖 // 1/
区分	地球基金	PCB基金	維持管理	合計
	事業	事業	事業	金額
収入 運営費交付金	944	34	39	1,017
運用収入	86	_	309	395
その他収入	23	12	_	36
計	1,053	47	348	1,447
支出 業務経費 基金業務経費	891	3,937	329	5,156
うち人件費	113	14	14	142
一般管理費	156	19	19	194
うち人件費	73	9	9	92
計	1,046	3,956	348	5,351

(承継勘定)

	(年四・日ガリ)/
区分	金額
収入 業務収入 その他収入	1,297 90
計	1,387
支出 業務経費 承継業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 計	298 80 98 42 396

令和4年度収支計画

(総計)

区 分	金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 石綿健康被害救済業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 基金業務経費 承継業務経費 一般管理費 減価償却費 財務費用	56,597 56,597 38,026 5,517 5,145 5,164 1,464 1,082 197
収益の部	56,304
経常収益	56,304
運営費交付金収益	6,658
国庫補助金収益	245
その他の政府交付金収益	7,692
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,919
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,922
業務収入	31,565
運用収入	904
その他の収益	340
財務収益	59
純利益(△純損失)	△ 293
前中期目標期間繰越積立金取崩額	297
総利益(△総損失)	4

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 補償業務費 予防業務費 一般管理費 減価償却費 財務費用	37,529 37,529 37,323 37,323 - 178 28 0	- 703 117 12 0	38,362 38,026 37,323 703 295 40
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 国庫補助金収益 その他の政府交付金収益 業務収入 資産見返負債戻入 賞与引当金見返に係る収益 退職給付引当金見返に係る収益 運用収入 財務収益	37,527 37,527 366 41 6,767 30,327 10 11 5	715 715 - 204 - - 2 - - 510	38,242 38,242 366 245 6,767 30,327 12 11 5
 純利益(△純損失) 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益(△総損失)	△ 2 4 2	△ 118 118 -	△ 120 121 2

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

区 分	金額
費用の部	5,939
経常費用	5,939
石綿健康被害救済業務経費	5,517
一般管理費	359
減価償却費	62
財務費用	1
収益の部	5,939
経常収益	5,939
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,919
その他の政府交付金収益	925
資産見返負債戻入	34
賞与引当金見返に係る収益	37
退職給付引当金見返に係る収益	25
純利益(△純損失)	-
総利益(△総損失)	-

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(十四:日2117
区分	金額
費用の部 経常費用 環境保全研究・技術開発業務経費 一般管理費 減価償却費 財務費用	5,357 5,357 5,145 159 53 0
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 資産見返負債戻入 賞与引当金見返に係る収益 退職給付見返に係る収益	5,358 5,358 5,293 41 15 8
純利益(△純損失) 総利益(△総損失)	1

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部 経常費用 基金業務経費 地球環境基金業務費 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費 維持管理積立金業務費 一般管理費 減価償却費 財務費用	1,055 1,055 897 897 - - 144 14	3,957 3,938 - 3,938 - 18 2	- 329 18 2 0	5,362 5,362 5,164 897 3,938 329 180 17
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 地球環境基金運用収益 維持管理積立金運用収益 資産見返負債戻入 寄附金収益 賞与引当金見返に係る収益 退職給付見返に係る収益	1,056 1,056 929 - 86 - 2 17 14	3,958 32 3,922 - - 0		5,363 5,363 999 3,922 86 309 2 17 17
純利益(△純損失) 総利益(△総損失)	1	0	0	1 1

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

	(単位・日ガロ)
区 分	金額
費用の部 経常費用 承継業務経費 一般管理費 減価償却費 財務費用	1,577 1,577 1,464 90 24
収益の部 経常収益 事業資産譲渡高 資産見返負債戻入 財務収益 雑益	1,402 1,402 1,239 15 58
純利益(△純損失) 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益(△総損失)	Δ176 176 –

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度資金計画

(総計)

区分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,331
業務活動による支出	△ 56,956
業務活動による収入	53,625
運営費交付金収入	6,671
国庫補助金収入	245
その他の政府交付金収入	11,062
業務収入	27,189
運用収入	942
その他の収入	7,516
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,050
投資活動による支出	△ 176,100
投資活動による収入	183,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 88
財務活動による支出	△ 95
財務活動による収入	7
資金増加額(△資金減少額)	3,631
資金期首残高	21,844
資金期末残高	25,475

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー 業務活動による支出 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 その他の政府交付金収入 業務収入 運用収入	△ 4,596 △ 37,509 32,912 346 41 6,767 25,758	△ 105 △ 819 713 – 204 – – 510	I
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,000	_	
投資活動による支出	△ 21,000	△ 4,100	
投資活動による収入	25,000	4,100	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15	△ 10	△ 25
財務活動による支出	△ 15	△ 10	△ 25
資金増加額(△資金減少額)	△ 611	△ 115	△ 727
資金期首残高	1,641	1,225	2,867
資金期末残高	1,030	1,110	2,140

[|] (注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,728
業務活動による支出	△ 6,181
業務活動による収入	4,454
その他の政府交付金収入	4,295
業務収入	133
運用収入	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,100
投資活動による支出	△ 51,000
投資活動による収入	53,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31
財務活動による支出	△ 31
資金増加額(△資金減少額)	341
資金期首残高	3,128
資金期末残高	3,469

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	10
業務活動による支出	△ 5,299
業務活動による収入	5,308
運営費交付金収入	5,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 13
財務活動による支出	△ 13
資金増加額(△資金減少額)	Δ 3
資金期首残高	121
資金期末残高	117

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

				(+ 12 · 12 / 17 / 17
区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー 業務活動による支出 業務活動による収入 運営費交付金収入 運用収入 その他の収入	△ 4 △ 1,050 1,046 944 86 16	△ 3,956		1,017 407
投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動による支出 投資活動による収入	_ △ 2,950 2,950		△ 71,000	△ 90,950
財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動による支出 財務活動による収入	△ 6 △ 13 7	△ 2 △ 2 –	△ 2 △ 2 –	△ 9 △ 16 7
資金増加額(△資金減少額)	Δ 11	2,089	2,005	4,084
資金期首残高 資金期末残高	607 596	524 2,613	•	14,597 18,682

(承継勘定)

	(単位:日万円)
区 分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	995
業務活動による支出	△ 391
業務活動による収入	1,387
業務収入	1,297
その他の収入	90
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,050
投資活動による支出	△ 9,050
投資活動による収入	8,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 10
財務活動による支出	Δ 10
資金増加額(△資金減少額)	△ 64
資金期首残高	1,131
資金期末残高	1,067

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。